

稲生地区予約型乗合タクシー実証運行事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

南国市稲生地区からのよりよい移動手段を確保するため、利用者からの事前予約による乗合タクシー実証運行を令和8年10月1日から令和9年9月30日まで実施する。本要領は、実証運行事業者を公募型プロポーザル方式により決定することを目的に定める。

2. 事業概要

詳細は別紙「稲生地区予約型乗合タクシー実証運行事業仕様書4」に記載する事業内容とする。また、当運行事業は、運賃メーターから運賃を控除した赤字となる額を補助金として交付するものとする。

3. 参加資格

本運行事業者選定に係る企画提案に参加する者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 南国市内に本社又は営業所を有する法人
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 営業所所在地において、国税、地方税及び社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者
- (4) 本プロポーザル募集開始日から企画提案書の提出期限までの間において、南国市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、南国市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (6) 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第2号）第3条各号のいずれにも該当しない者
- (7) 過去3年度以内（令和5年度以降）に同種、類似事業の実績があること（連合体による共同実施も含む。）
- (8) 本格運行の際に、以下の許可を取得見込みの者
 - ・ 運行開始までに道路運送法第4条許可

4. プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに関する質問等の取扱は次のとおりとする。

- (1) 提出様式 質問様式第1号
- (2) 提出期限 令和8年7月13日（月）17時まで
- (3) 提出先 「13 問い合わせ先」と同じ
- (4) 提出方法 質問書（質問様式第1号）に質問内容を入力の上、メールの件名を「稲生地区予約型乗合タクシー実証運行事業実施に係る公募型プロポーザルに対する質問について」として電子メールに本書「質問書（質問様式第1号）」を添付して送信し、その後「13 問い合わせ先」の担当者へ送信した旨、必ず電話にて連絡をすること。なお、要望・意見等は受け付けない。

送信先：n-community@city.nankoku.lg.jp

- (5) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和8年7月17日（金）までに、南国市ホームページにて公開回答する。

5 参加意向申出書等の提出について

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加にあたり提出する書類は次のとおりとする。

提出書類の名称	様式又は発行場所
① 参加意向申出書	参加様式第1号
② 法人概要書	参加様式第2号
③ 会社定款（写し可）	
④ 財務諸表（直近3事業年度分決算書類）	
⑤ 登記事項証明書（写し可）	地方法務局
⑥ 市税に係る納税証明書（写し可）	南国市
⑦ 県税に係る納税証明書（写し可）	本店所在地の都道府県
⑧ 国税に係る納税証明書（写し可）	税務署
⑨ 社会保険料納入確認（申請）書	参加様式第3号
⑩ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	参加様式第4号

【注意事項】

- 官公署等の証明書類は、申出書提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- 写し可については、コピー機等により複写した、ほぼ原寸大の鮮明なものに限る。

- (2) 提出期限 令和8年7月21日（火）17時まで

- (3) 提出先 「13 問い合わせ先」と同じ

- (4) 提出部数 1部

- (5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の8時30分から17時00分まで。）又は郵送（書留郵便に限る。要必着）により提出すること。

6 参加要件確認及び資格確認結果通知書の送付

参加意向申出書を提出した者について、公募に参加する者に必要な資格等の審査を行い、参加資格確認結果通知書を送付する。なお、資格を有すると認められなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により、資格を有すると認められないことについての説明を求めることができる。

- (1) 通知日 令和8年7月24日（金）

- (2) 通知方法 メールにて通知をする。

7. 企画提案書の作成及び提出について

企画提案書は、別添仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類

- ① 企画提案書表紙（提案様式第1号）
- ② 企画提案書（提案様式第2号）

企画提案書は、次の項目ごとに記載すること。

提案 1	<p>運行の安全性確保体制に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行の安全確保のため、乗務員の勤務等の管理体制及び日常的な車両の点検・整備体制について ・安全運行に関する乗務員への指導・教育体制について ・その他安全に関する独自の取組について
提案 2	<p>利用者の利便性向上及び利用促進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約に関する対応可能時間（予約受付時間・予約受付可能期間）について ・高齢者等の利用者に対する配慮について ・苦情等があった場合の対応方法について ・従業員の技術・マナー等の向上に向けた取組について ・利用促進への取組について ・その他利用者サービスを向上させる取組について
提案 3	<p>緊急時・災害時の対応に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故等緊急処理体制や連絡体制について ・災害（台風・積雪等）時の対応方法について
提案 4	<p>乗合タクシー運行の基本的な考えに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシー事業実施における事業実施方針について ・将来における乗合タクシー事業改善につながる考え方について
提案 5	<p>事業の実施体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシー運行区域における事業者の運行実績について ・予約から送迎までの業務実施方法について
提案 6	<p>安定したサービス供給能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の経営状況について ・乗務員及び車両数の状況について ・その他事業に供する設備等について

(2) 提出期限 令和 8 年 8 月 3 日（月）17 時まで

※この期限までに必要書類のすべての提出がない者は、辞退したものとみなし、一切受け付けないものとする。

(3) 提出先 「13 問い合わせ先」と同じ

(4) 提出部数等 提出書類、様式及び提出部数等は次表のとおりとする。

提出書類の名称	様式	提出部数等
① 企画提案書表紙	提案様式第 1 号	原本 1 部・副本 5 部
② 企画提案書	提案様式第 2 号	原本 1 部・副本 5 部
③ 情報非公開希望申立書	提案様式第 3 号	1 部

(5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の 8 時 30 分から 17 時 00 分まで。）又は郵送（書留郵便に限る。要必着）により提出すること。

(6) 企画提案に当たっての留意事項

① 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

② 提出された企画提案書が次の事項に該当するときは無効となる。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

8 プロポーザルの審査

(1) 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、事業実施候補者及び次点者を選定するために「稲生地区予約型乗合タクシー実証運行事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

審査委員会が、提出された企画提案書等及びヒアリングをもとに、別途定める「稲生地区予約型乗合タクシー実証運行事業者プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき実施する。

(3) 書面審査の実施

以下の1)～3)のすべてを満たす場合には、企画提案に対するヒアリングを実施せず、選定は書面審査により行うものとする。ただし、この場合においても、参加者は企画提案書等の提出を要し、審査委員の質問には事務局を通じ別途応答を要する。なお、企画提案書類による書面審査は審査要領に定める審査方法に準じて行い、評価点が満点の50%を超えなければ選定しない。

1) 公募型プロポーザルを実施する路線（以下「当該路線」という。）について、参加者が1者のみである場合

2) 参加者が当該路線の公募に係る期間の直前の期間において南国市で実施している予約型乗合タクシー運行事業者を運行する者である場合（連合体による共同運行事業者含む。）

3) 参加者が公募型プロポーザル実施要領の公告日より遡って1年の期間において、自動車運送事業者として国土交通省からの行政処分、又は文書での警告を受けたことがなく、その他南国市地域公共交通会議において看過し難い問題を起さなかった者である場合

9 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年8月中にすべての参加者にメールにて通知する。ただし、この審査結果通知日は審査日程により変更する場合がある。

(2) 選定されなかった者に対する理由説明

① 参加者のうち選定されなかった者に対しては、(1)の審査結果通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により、選定されなかったことについての説明を求められることができる。（郵便配送にかかると一般的に認められる日数を除く。）

② 回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により行う。

10 協定書の締結

8により事業実施候補者に選定された者と企画提案書等の内容をもとにして事業実施についての

協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、交渉が調ったときに南国市、及び事業実施候補者に選定された者により協定書を締結する。ただし、交渉が調わないときは、上記「8」により次点者に選定されたものと交渉を行うこととする。

なお、選定された企画提案書等の内容及び運行地域における協議結果によって、仕様書の一部を変更した上で協定を締結する場合がある。

11 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

内容	日付
募集開始（実施要領等の配布開始）	令和8年7月6日（月）
質問の提出期限	令和8年7月13日（月）17時まで
質問への回答	令和8年7月17日（金）
参加意向申出書	令和8年7月21日（火）17時まで
参加資格確認結果通知	令和8年7月24日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年8月3日（月）17時まで
審査委員会（プレゼンテーション実施日）（予定）	令和8年8月13日（木）
審査結果通知（予定）	令和8年8月中

12 その他

（1）費用の負担

このプロポーザルに関し必要な費用は、参加希望者の負担とする。

（2）提出書類の取扱い

- ① 参加意向申出書を提出し資格を有すると認められなかった場合は、企画提案書等を提出することはできない。
- ② 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の南国市との契約等について、不利な取扱いを受けることはないものとする。
- ③ 提出された企画提案書等その他すべての書類は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等その他すべての書類は、審査に必要な範囲において複写することがある。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、南国市行政情報公開条例（平成13年条例第39号）に基づく開示請求があった場合は、開示の対象になる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第3号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分の非開示を希望する場合は、情報非公開希望申立書（提案様式第3号）を提出すること。

なお、開示・非開示の判断は情報非公開希望申立書に基づき行うものではなく、情報非公開希望申立書を参考に、同条例に基づき南国市が客観的に判断することとする。

⑥ 事業実施者以外の企画提案書等の内容については、提案者の承諾なしに使用することは一切しないものとする。

⑦ 企画提案書等の受付期間経過後の差替え及び修正は認めない。

(3) 次の各号のいずれかに該当した場合、参加者は失格になる場合がある。

① 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

② 審査の公平性を害する行為があった場合

③ 審査委員、南国市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

④ 社会通念上、事業実施者としてふさわしくないと考えられる事態が生じた場合

13 問い合わせ先

〒783-8501

南国市大塚甲 2301 番地

南国市企画課コミュニティ推進係 担当 門脇・仲野

TEL 088-880-6553 FAX 088-863-1167

E-mail : n-community@city.nankoku.lg.jp